

茨城県県産木材利用促進条例の概要

平成26年3月20日制定

平成26年4月1日施行

前文

本県の林業及び木材産業は、林産物の生産を通して、水源を涵養し、県土を洪水や土砂災害から守り、自然との触れ合いや保健休養の場を提供するなど、森林の有する多面的機能を発揮する上で、重要な役割を果たしてきた。木材は環境への負荷が少なく、再生産が可能であることから、循環型社会を形成する上で重要であり、木材を化石燃料の代わりにエネルギーとして利用し、地球温暖化の防止に貢献することや、建築資材等を環境に優しい木材に転換することにより低炭素社会づくりを進めることなど、木材利用の拡大に対する期待が高まっている。

ここに、私たちは、木材が人に優しく、環境に負荷の少ない資源であることを認識し、県及び関係者が協働し、県産木材の幅広い利用を進めることを決意し、この条例を制定する。

総則

目的

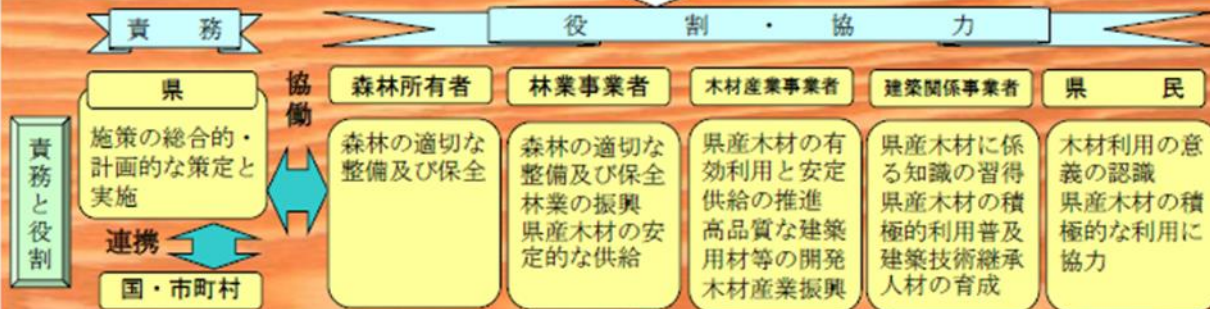
県産木材の利用の促進に関し、基本理念を定め、県の責務並びに関係者の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、県産木材の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって

- ・森林の有する多面的機能の持続的な発揮
- ・林業及び木材産業の健全な発展
- ・木材の積極的な利用による循環型社会の形成

に寄与することを目的とする。

基本理念

県産木材の利用の促進は、森林の有する多面的機能の恩恵に感謝しつつ、森林資源が枯渇することがないように次代に引き継ぐとともに、循環型社会の形成に資するよう持続的に行わなければならない。



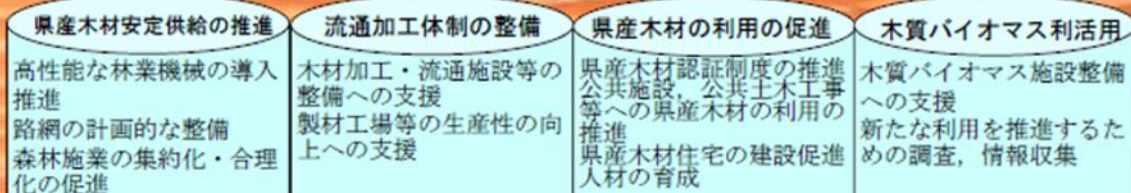
県産木材の利用の促進に関する指針

指針

知事は、県産木材の利用の促進について、基本的な指針である「県産木材の利用の促進に関する指針」を定める。①取組方針と目標 ②県産木材の利用及び供給の確保に関する基本的事項 ③その他

県産木材の利用の促進に関する基本的施策

基本的施策



市町村に対する情報提供等の支援

普及啓発と情報発信、表彰

県産木材利用推進月間

その他の措置、付則

財政上の措置